

報告第9号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する公営企業の資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

1 健全化判断比率

区 分	実質赤字 比率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担 比率 (%)
愛 西 市 健全化判断比率	— (—)	— (—)	4. 8 (4. 5)	— (—)
早 期 健 全 化 基 準 値	1 2. 7 4 (1 2. 7 6)	1 7. 7 4 (1 7. 7 6)	2 5. 0 (2 5. 0)	3 5 0. 0 (3 5 0. 0)
財 政 再 生 基 準 値	2 0. 0 0 (2 0. 0 0)	3 0. 0 0 (3 0. 0 0)	3 5. 0 (3 5. 0)	

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「— (ハイフン)」が記載されています。
2. () 内は、令和4年度決算に基づく数値が記載されています。
3. 将来負担比率は、財政再生段階の基準はありません。

2 公営企業の資金不足比率

特 別 会 計 名	資金不足比率 (%)	備 考
水 道 事 業 会 計	— (—)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下 水 道 事 業 会 計	— (—)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

1. 経営健全化基準は、20%となります。
2. 資金不足額がない場合は、「— (ハイフン)」が記載されています。
3. () 内は、令和4年度決算に基づく数値が記載されています。
4. 備考欄の「令」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」を省略して表記したものです。